

## 生活上の留意事項

### 1 頭髪等について

- (1) 目にかからないようにする。
  - ア 剃り込み、染色、脱色、髪を巻く等の加工はしない。
  - イ 整髪料の使用は認めない。
  - ウ 後ろ髪は肩までとし、それよりも長いものはゴムで束ねる。(髪を結ぶゴムの色は黒、濃紺、焦げ茶)
- (3) その他身だしなみについて
  - ア 眉毛の特別な技巧はしない。
  - イ マニキュア等爪の加工はしない。
  - ウ 化粧、カラーコンタクト、装飾品（ピアス、指輪、ネックレス等）はしない。

### 2 制服について

本校制服であれば、時期に関わらず、どの制服も着用を可とする。但し、儀式などについては指示に従う。

- (1) スカート丈の長さは膝丈とする。
- (2) カッターシャツ、ブラウスを着用する際はネクタイ、リボンを着用すること。
- (3) 肌着は無地で華美でないものとする。

### 3 靴下

- (1) 白・黒・紺・グレーのものとする。(ワンポイントまでは可)  
長さは膝下までとし、伸ばした状態で着用すること。

#### 4 カバン

高校生活にふさわしいものとする。

#### 5 靴

通学用靴は華美でない運動靴、または黒・茶色の革の短靴（装飾性のないもの）とする。

#### 6 防寒具

- (1) 気候、体調に応じて適宜着用可とする。
- (2) 校内で着用できるものは、学校指定のウインドブレーカーのみとする。
- (3) 登下校時には華美でない防寒着を着用してもよい。着用可能なものは以下のものとする。
  - ア 色は無地の黒、紺、グレーのコート、ダウン
  - イ ウインドブレーカー  
学校指定のもの、部活動で購入するもの、中学校時に着用していたもの（但し、中学校名がはっきりとわかるものについては着用しない）
  - ウ ファーのついているものは禁止とする。
  - エ 校内に保管場所がないため、カバンにしまうことができるもの
- (4) ストッキング、タイツの着用を認める。但し、ストッキングは肌色または黒色で模様のないものとする。黒タイツには黒のソックスを着用してもよい。
- (5) マフラー、手袋、耳あては華美でないものとする。
- (6) 授業中の膝掛けの使用は、気候、体調に合わせて適宜可とする。ただし、考査では使用できない。

## 7 通学について

- (1) 登下校には、原付自転車、自動二輪及び自動車の利用は原則禁止する。また、運転免許を無断で取得することを禁止する。
- (2) 登下校には、自家用車やタクシーでの送迎は原則禁止する。  
(急な疾病や外傷など、特別な場合は担任へ申し出る)  
やむをえず送迎する場合は近隣の迷惑になるので学校付近での乗降は禁止する。
- (3) 自転車で通学する場合は「自転車使用通学許可願」を提出する。また、「自転車使用通学許可願」および下記の項目を遵守することを許可条件とする。
  - ア 自転車の改造は許可しない。
  - イ 防犯登録を必ず行う。  
※入学式から自転車での通学は可能。ただしできる限り早く許可願を提出すること。
  - ウ 反射板を付ける。(後部から見やすい位置に付いていることが望ましい)
  - エ 自転車は常に点検・整備し、整備不良車は許可しない。
  - オ 前輪・後輪の2カ所に施錠ができる。
  - カ 雨天時は雨合羽を着用し、傘さし運転は禁止する。
  - キ 自転車保険(総合保険)等に加入する。

## 8 アルバイトについて

- アルバイトは特別な場合を除いて禁止する。  
(特別な事情がある場合は、学校に申し出ること)

## 9 特別指導について

次のような行為があれば、特別指導(校長訓戒や家庭謹慎等)の対象になる。また、学校教育法施行規則第26条に基づく退学等の懲戒が行われる場合がある。

- (1) いじめや暴力・器物破損行為、暴言など。
- (2) 飲酒、喫煙など法に触れる行為や、高校生としてふさわしくない行為など。
- (3) 教員の指導に従わないと認められる行動。
- (4) SNSや公共の場での他人を誹謗中傷するような書き込みなど。
- (5) その他、学校の秩序を乱したり、生徒としての本分に反する行為など。

## 10 その他

スマートフォン等の持ち込みは許可しているが、校内における使用は禁止とする。

## 11 校則の改定または廃止の手続きについて

- (1) 生徒会役員は、生徒議会を通じて生徒の意見を集約し、校則の改定又は廃止を求めることができる。
- (2) 前項の規定に基づいて求めがあったとき又は校則の見直しが必要になったときは、生徒と保護者からの意見を聴取するとともに、運営委員会、職員会議において内容を議論し、生徒指導部が原案を作成する。
- (3) 原案を生徒と保護者に周知し、試行期間を設ける。生徒指導部、生徒会役員は試行についての結果をまとめる。
- (4) 試行の結果を運営委員会、職員会議で検討し、校長が校則の改定又は廃止について最終決定する。